





## 国民年金

### 国民年金保険料には多段階免除制度があります

#### 7月1日から国民年金保険料免除・納付猶予申請が始まります

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。申請方法等は、**問**へお問い合わせください。

#### 保険料免除制度の基準（承認期間：7月から翌年6月まで）

一人、配偶者、世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること。

##### ○全額免除（保険料納付額0円）

計算式：(扶養親族の数+1) × 35万円 + 25万円

##### ○4分の3免除（保険料納付額4,120円／月）

計算式：78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

##### ○半額免除（保険料納付額8,250円／月）

計算式：118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

##### ○4分の1免除（保険料納付額12,370円／月）

計算式：158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※納付猶予制度：50歳未満で学生以外の方は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。ただし、猶予期間は年金を受けるための期間として計算されますが、年金額には反映されません。

#### 保険料を追納する

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少くなります。免除期間分の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

#### 年金の受給資格期間が10年に短縮されます

8月から、年金の受給に必要な保険料の納付期間が25年から10年に短縮されることになりました。対象者には、今年2月以降日本年金機構から黄色の封筒で「年金請求書」が順次送付されています。制度の開始は8月1日からで、最も早い年金支給は今年10月となっています。

まだ請求手続きをしていない方は、ねんきんダイヤルに電話予約をして、最寄りの年金事務所で手続きを行ってください。

※自営業者などで、全ての加入期間が国民年金第一号被保険者（一度も厚生年金を納付されていない方）は役場町民課窓口で手続きができます。

**問**ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

**問**町民課 国保年金担当 TEL 内線 122

## 寄附



寄附者・金額等 飛田正敏様

2万円（目的..上谷の大クラスの保全に関する事業）

企画財政課 管財担当  
TEL 内線 226  
必要と認める事業

「越生町魅力あるまちづくり寄附金条例」に基づく寄附をいただきました。寄附の目的を尊重し有效地に活用しました。

寄附者・金額等 野口旭様 1  
万円（目的..その他町長が必要と認める事業）

寄附者・金額等 町田尚夫様 1  
1万円（目的..ハイキングのまちづくりの推進に関する事業）

寄附者・金額等 中島徹様 1  
万円（目的..その他町長が必要と認める事業）

「越生町社会福祉事業基金」に基づく寄附をいただきました。子育て支援のため有効に活用します。ありがとうございました。

寄附者・金額 島田茂様 1万円

日時 7月4日(火)、8月8日(火)  
午前10時～午後8時30分  
TEL 内線 113  
入館料 無料(リネン類は有料)  
※受付時に町民会員証または運転免許証などの公的証明書をご提示ください。  
**問**健康福祉課 福祉担当  
TEL 292-7889



## ゆうパーク



町民感謝デー

放送内容 ①「(ビンボンパンパン) こちらは防災越生です。ただいまから訓練放送を行います。」  
②「(ビロンボローン)緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回  
③「こちらは防災越生です。これで訓練放送を終わります。(ビンボンパンパン)」  
**問**総務課 自治振興担当 TEL 内線 214



## 7月5日(水)午前10時15分ごろ 防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練を行います

7月5日(水)午前10時15分頃、町内43か所に設置している防災行政無線の放送塔から、緊急地震速報の訓練放送を行います。

この訓練は、緊急地震速報を聞いてから慌てずに対応など、適切な行動をとるための訓練です。また、緊急地震速報等の緊急情報が防災無線から適切に流れるか確認するためのものです。